

定 款

株式会社 **井筒屋**

株式会社井筒屋定款 (令和4年5月26日改正)

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社井筒屋と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店業
2. 各種物品の卸売ならびに輸出入業
3. 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに建設工事の設計・監理および請負業
4. 旅行業ならびに生命保険募集業、損害保険代理業
5. 各種興業、遊技場および駐車場の経営
6. 広告業
7. 貸金業
8. 前払式証票発行業
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市小倉北区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を有する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- ② 前項に定める買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、代表取締役のうち取締役会において指名された者がこれを招集し、議長となる。

② 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当社の監査役は、4 名以上 5 名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の規定する最低責任限定額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

② 当社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

1. 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 10 年 7 月 18 日設立

昭和 10 年 7 月 30 日登記

改正	昭和 15. 3	昭和 24. 9	昭和 39. 10	昭和 53. 5	平成 17. 5
	昭和 16. 5	昭和 25. 9	昭和 40. 4	昭和 57. 5	平成 18. 5
	昭和 17. 3	昭和 26. 10	昭和 40. 10	昭和 59. 5	平成 20. 5
	昭和 17. 9	昭和 30. 10	昭和 42. 4	平成 元. 5	平成 21. 5
	昭和 19. 3	昭和 31. 4	昭和 45. 4	平成 3. 5	平成 22. 5
	昭和 21. 9	昭和 33. 4	昭和 45. 10	平成 6. 5	平成 28. 5
	昭和 22. 10	昭和 36. 4	昭和 47. 10	平成 10. 5	平成 28. 9
	昭和 23. 4	昭和 37. 4	昭和 49. 4	平成 14. 5	令和 4. 5
	昭和 23. 9	昭和 38. 4	昭和 50. 4	平成 15. 5	